

感染防止制御チーム(ICT)設置規程

(設置)

第一条 医療法人榎本会榎本病院感染対策室(感染小委員会)に、感染防止対策チーム(以下ICTという)を設置する

(目的)

第二条 ICTは、医療法人榎本会榎本病院における、院内感染の発生・または防止対策に関して、迅速かつ機動的に対応することを目的とする

(構成)

第三条 ICTは、感染に関して知識・経験を有する医師・看護師(院内感染管理者)・臨床検査技師・薬剤師で構成される

(業務)

第四条 ①ICTは主として以下の業務を担う

- (1)院内感染発生状況の把握と感染症情報の共有
- (2)細菌検査検出状況検討
- (3)抗菌薬適正使用調査
- (4)院内感染防止対策の検討
- (5)院内ラウンド
- (6)ニュースレターの発行
- (7)院内感染防止対策に係る教育・研修の企画及び運営
- (8)感染防止対策マニュアルの整備と定期的な見直し
- (9)地域の院内感染ネットワークの推進

②ICTは定期的に(週1回程度)、感染レポートを基に院内ラウンドを実施する

③前条で定める院内感染管理者は、院内感染対策委員会と連携・協同の上、施設全体に係る感染防止対策の立案・計画・実施・評価を含め、感染防止対策のための組織横断的活動を行う

(記録)

第五条 必要な記録(院内ラウンド・地域感染ネットワーク)は2年間保存することとし、保管場所は総務課とする

(改廃)

第六条 この規程の改廃は院内感染管理者等の助言を受け病院長が決定する

附則 この規程は、平成24年4月1日より施行する

(ICT)

医師	長峯 保郎
看護師	西岡 智子(院内感染管理者)
	竹葉 優子
薬剤師	田中 三恵
臨床検査技師	林 貴明

(令和4年4月現在)